

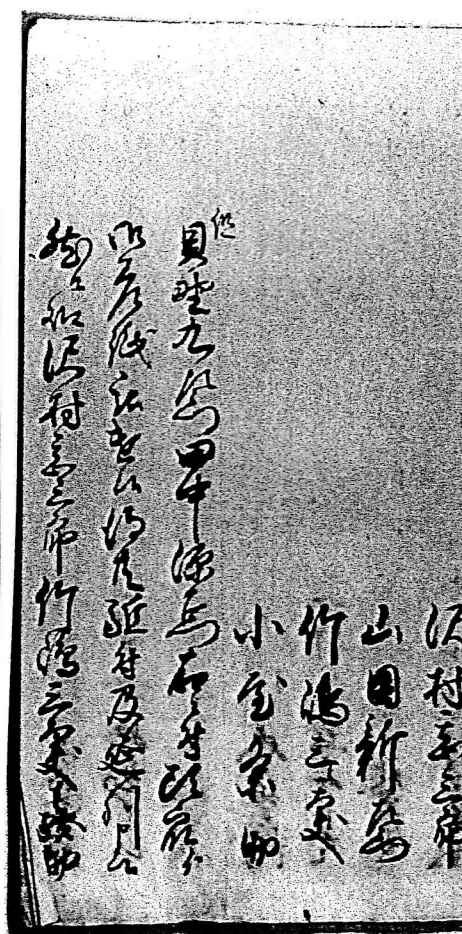
江戸時代の隠密御用—伊賀者の一揆頭取探索—

2018年12月1日 深谷克己

1 津藩と寛政一揆

イ 津藩 伊勢国（三重県）安濃郡の津に主城。藤堂氏。伊賀一国も支配（上野城、城代）。32万石（領内分家久居藩5万石）。外様。1608（慶長13）藤堂高虎入封（藩祖）。津は織田→富田→。伊賀は筒井→）し、国替なく明治維新に至る。

ロ 寛政一揆 一志郡中心に百か村ほど、万余の百姓が加わった、激しい打ちこわしをともし、惣百姓強訴。津藩は菓木役所、蔭刈、切印金百年賦、山林田畑地割（地均し）、常廻目付、墮胎目付、儉約令、困穀、石門心学普及などの改革仕法を進めたが、郡奉行茨木理兵衛が地割赦免願いを押し切って強行しようとしたことをきっかけに、該当地域が発頭村となって大規模な百姓一揆になった。



2 津藩の伊賀者と役務の記録

イ 津藩の「伊賀者」「忍」

「伊州二代々居住スル郷士ニ忍ヒ間諜ノ妙術ヲ得タル者多シ」「忍町」(『公室年譜略』)「忍之者」「忍の衆」「伊賀者役」(『高山公実録』)。「いが者」「しのひノ者」(『宗国史』)。

幕末にはロシア船探索 (沢村家文書)。

細作・間者・諜者

ロ 本報告で紹介する『御蜜用相勤候扣』(旧阿山郡伊賀町 沢村 保昌家文書)は何のための記録なのか。

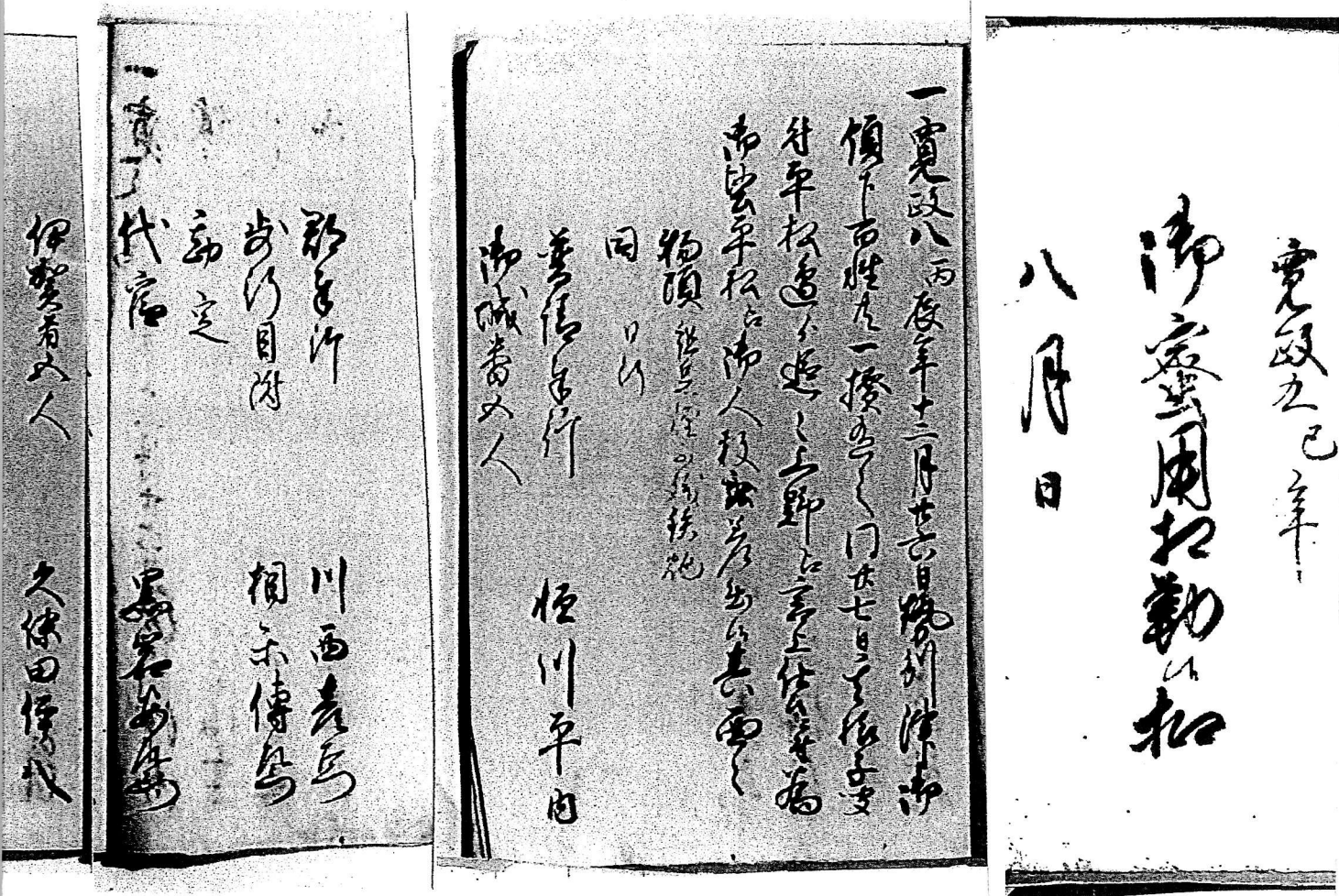
・表紙「寛政九 (1797) 巳年八月日」。内容「寛政十一 (1799) 未年十一月」まで。客観的な記録だが、沢村甚三郎の積極的な働き、例えば「不待御差紙早速上野へ駆付」

・沢村家の「家乗」(家記)。沢村家存続のための伝存目的の功業記録 (先祖書、由緒書)。

*「忍の者の家乗今多くハ亡ひぬ」(18 世紀後半編纂『高山公実録』慶長十九)。「扣」だが写しではない。

・拙著『寛政期の藤堂藩』1969、復刻『藩政改革と百姓一揆』2004) 第3章第1節)の注記「伊賀者沢村甚三郎のはたらきは代々「要用控」「役用日記」「由緒書」「先祖代々略歴并系図」等にかきつがれ、いまま沢村家につたわっている」。

*高尾善希『忍者の末裔』2017、角川書店。幕府伊賀者 (大奥御広敷番。同心の家格) 松下家の『系譜』



3 伊賀者が探りだした百姓らの内密相談

五助・三太夫の「聞合」「色々骨折承合」→四人で五郎左衛門殿へ「書付」「言上」。

○藤村甚蔵方へ12月25日夜、「壺人」が来て起こし「明日(26日)暮時村中残らず山田野村へ来るよう。もし来なければ家を焼く」と言い捨てて帰っていった。甚蔵は村内へ伝えた。その時刻に他村から「押懸け」で来たのでやむをえず加わった。「候由」。

○山田野村では五人組頭 18 人と百姓佐大夫が冬に入って集まり、大村の大庄屋佐助が「差扣」(訴願して謹慎罰)のままでおられる。このままでは当年の「御年貢上納」にも差支えが生じようが、当村だけで大庄屋謹慎許しを願い出るわけにもいきまい。

そこで、外の村々に願い出る「存付」（心積り）がないかと、五人組頭権吉は八対野村へ出かけ、五人組頭忠助と百姓甚右衛門は大村の伝九郎を訪ね、百姓左大夫は川口村へ行った。百姓利八は「商」に出かける様子で南出村・中ノ村・佐田村を回り、「心安く」している村人に相談した。このままでは我ら山田野村は暮れの年貢上納に差し支えが出る。外の村々では「差構」（支障）はないのか。このことで願い出る気持ちはないのか。その後、忠助・甚右衛門から相談を受けた大村の伝九郎が、「木を買いに」来たとかで山田野村の忠助方に来て「返答」に及んだ。「候由」。(略)

東より川口村より河内村へ
 南より南中村・佐田村へ
 東より河内村へ
 西より河内村へ
 北より河内村へ
 南より河内村へ
 東より河内村へ
 西より河内村へ
 北より河内村へ
 南より河内村へ

一 河内村より河内村へ
 二 河内村より河内村へ
 三 河内村より河内村へ
 四 河内村より河内村へ
 五 河内村より河内村へ
 六 河内村より河内村へ
 七 河内村より河内村へ
 八 河内村より河内村へ
 九 河内村より河内村へ
 十 河内村より河内村へ

一 河内村より河内村へ
 二 河内村より河内村へ
 三 河内村より河内村へ
 四 河内村より河内村へ
 五 河内村より河内村へ
 六 河内村より河内村へ
 七 河内村より河内村へ
 八 河内村より河内村へ
 九 河内村より河内村へ
 十 河内村より河内村へ

一 河内村より河内村へ
 二 河内村より河内村へ
 三 河内村より河内村へ
 四 河内村より河内村へ
 五 河内村より河内村へ
 六 河内村より河内村へ
 七 河内村より河内村へ
 八 河内村より河内村へ
 九 河内村より河内村へ
 十 河内村より河内村へ

河内村より河内村へ

4 伊賀者が聞き出した一揆の要因

伊賀者重福平左衛門が加役として寛政9年1月27日から伊勢の各所で聞き出した（「承合」）情報

イ、伊勢の村々では一兩年以前から「常廻り役」という「組合頭」のような者を所々で七、八人取り立て、領内を絶えず見まわらせるようになった。

彼らが時には「逗留」（宿泊）もするので、その村では「造作」（もてなし）の負担となっている。

また些細な事まで藩に報告するので村方の迷惑である。

さらにこの面々の「雑用」（経費）として、一日当たり米七、八升ほどが百姓負担となったので、村々の「難儀」である。このように「相聞申候」。

ロ、伊勢領に、流産目付（墮胎目付）という役目の者を、小村は1人、中村は2人、大村は3人、村内から指名し、「切米」（俸禄）として一人前米二俵（年給）とし、百姓掛かりと定めた。

これらのことはいずれも「新規之事」（新法）であり、「下々一統ニ不帰依」の状態である。このように「相聞申候」。

ハ、領民難渋で、「御年貢上納」もできかねるため、「限金」（切印金）という名称で、おりおり村の難渋の度合いに応じて年数を決め「金子」を「拝借」させてきた。その「拝借金」で年貢を納めてきたが、拝借金を「五年賦」で返済させる指示がなされた。

しかし年限が来ても返済できない村もあったので、残金についてさらに五年賦の指示がだされた。それでも難渋の村からは「限金」が返済できないうちにまたまた拝借を願い出るといふ有様だったので、捨ておけず、こうした村へは残金があっても拝借金を認めた。そのためそういう村では拝借が重なって、「高借に及びいよいよ難渋ニ相なり」という状態になった。

そのため、それらの村々から「六ヶ敷願筋」があったため、やむをえず、これまで「御貸渡之金子」は「御救」（下行・施金）という処置になされた。

そのうえ「郷方之者共より村貸につかまつり候金子」（富農や村役人から百姓へ融通した金）もいっさい「無借」の指示を出した（鎌倉・室町時代の徳政令）。

ニ、そのうえ救済策として、「山林田畑等」を「末々小百姓」に至るまで「押平し」にするとの令を出した。これらの施策はいずれも、「新規之御仕法」で、「厚き御憐愍の思し召し」によって仰せつけられたもので、「小百姓共」は悦んだが、

「大百姓共」はこれではやっていけないと、村々で数日「寄合」を開いた。

そして「小百姓共之難儀」になることを目論んだりしたので、にっちもさっちもいなくなり、ここから、「徒党」して藩の「仕法」を打ち破るため「一揆」を起こすという仕儀になった。

このように「相聞申候」。

おや
う
い

5 記録に現れる伊賀者名

○最初に出動の5人 久保田伊八・沢村甚三郎・山岡新左衛門・竹嶋三大夫・小屋条助

○「上野旅宿清す（清須？）屋詰」 貝野九左衛門・田中源右衛門・滝嘉兵衛・重福平左衛門・服部半右衛門・服部弥五兵衛

○「江戸詰」 曾我五助（帰国後探索加役）・相楽弥一右衛門・永井又兵衛・福増次郎左衛門

○「頭衆」・「五郎兵衛殿」・「(磯野石) 金兵衛殿」

一 在溪神日見野出為境而為之編年為
 勝至平上曰中深上上師旅者其人也
 假使為之相佐其為之勝至深者為之
 病氣者則統其為之為我大相相其深至
 永中又為勝福者為之為大相相其為之
 一 國每日中則見其為之為田中深上為之
 為之為之為之為之為之為之為之為之
 為之為之為之為之為之為之為之為之
 為之為之為之為之為之為之為之為之

一、宣統元年三月十八日，哲人（即我）
去冬中法日用和社報：自為所廢
與金砂百之。每紙什二。
一日三月六日，在合慶寺。不幸忽而病死。
其後，乃有去冬中法日用和社報。
形如老道，相傳作士高。今幸其
生居於此，且與人知。金砂百之方量又
能得之。乃知日用和社報則為人前
金砂百之也。記焉。

6 伊賀者の活動経費の記事

○寛政9年7月上旬「御内用」で4人(沢村甚三郎/竹嶋三太夫/重福平左衛門/曾我五助)

金7両2分拝借、7両使用。残金2分。五郎兵衛殿へ竹嶋三太夫が持参して返上。

○津の加判奉行岡本五郎左衛門殿から2両拝借、五郎兵衛殿を通じて返上。

○同年閏7月8日。去冬平松詰・勢州行き「雑用」支給。12/28出頭5人、初動は自己負担。銀2匁ずつ、本馬一疋、「往来老人」(「郷夫老人」)。14文ずつ支給。

帰りは「弁当」支給だったが、「自分と連人(郷夫か)」は「上下2人分」として米1斗を久米屋市左衛門方で受領。外に「金貳百疋(2分)ツ、被下候」。九左衛門は駆付け五人並に「往来雑用」支給と金子百疋(1分)。

○「平松逗留中旅籠」費用は「御上」より。

○寛政10年正月28日、4人「去年中御内用向相勤候ニ付、為御褒美金貳百疋ツ、」。

○同年3月6日、拝借7両は下渡し。「内々」4人で2両2分支給、2分2朱ツ、配当。

一、寛政九年七月八日、去冬平松詰・勢州行き「雑用」支給。12/28出頭5人、初動は自己負担。銀2匁ずつ、本馬一疋、「往来老人」(「郷夫老人」)。14文ずつ支給。帰りは「弁当」支給だったが、「自分と連人(郷夫か)」は「上下2人分」として米1斗を久米屋市左衛門方で受領。外に「金貳百疋(2分)ツ、被下候」。九左衛門は駆付け五人並に「往来雑用」支給と金子百疋(1分)。

一、寛政十年正月二十八日、四人「去年中御内用向相勤候ニ付、為御褒美金貳百疋ツ、」。

一、同年三月六日、拝借七両は下渡し。「内々」四人で二両二分支給、二分二朱ツ、配当。